

輸入検査における雑草種子に対する検疫措置に関する研究

ポイント！

- 近年、輸入される植物に混入した外来雑草の種子が、農地へ侵入・拡散し、難防除雑草となり、農作物に被害をもたらす事例が報告されており、このような状況を受け、植物防疫法が改正され、**有害植物として雑草を輸入検疫の対象とすることが可能となった。**
- 輸入検査において植物から病害虫が発見された場合、その植物は消毒を実施した上で輸入を認めているが、今後、検疫の対象となる雑草種子が輸入検査で発見された場合における、**実行可能な消毒措置の確立が求められている。**

現状・課題

・近年の外来雑草による農作物の被害報告等を受け、植物防疫法が改正され、**雑草を輸入検疫の対象とできるよう措置。**

・輸入検査において植物から病害虫が発見された場合、その植物に対して消毒又は廃棄の措置を実施。

・現状、検疫の対象となる雑草種子が輸入検査で発見された場合における、**実行可能な消毒措置（選別を含む。）に関する知見は十分に得られていない。**

・植物の輸入に大きな支障が生じないよう、**輸入検査における雑草種子に対する消毒措置の確立**に向け、各国で採用されている各種消毒方法等の有効性の調査が必要。

必要な研究

1. 雑草種子に対する消毒措置の確立に係る研究

栽培用種子の輸入検査に関して、検疫対象候補の種の雑草種子を対象に、以下のことを調査し、**実行可能な消毒措置を確立。**

- ①当該雑草種子に対する消毒（熱処理、薬剤処理等）効果（不活化）
- ②当該雑草種子が混入する可能性のある栽培用種子への影響（発芽率低下等）
- ③種子の大きさや比重の差等を利用した選別の可能性

2. 主要な輸入栽培用種子における雑草種子の混入実態調査

実行可能な消毒措置を効率的・効果的に確立するため、輸入数量が多い主要な栽培用種子の品目を対象に、**輸入時における雑草種子の混入状況を調査。**

研究成果の活用

研究で得られた成果を基に、輸入数量の多い主要な栽培用種子の品目について、雑草種子に対する消毒基準を作成し、**輸入検査における消毒方法として規定。**